

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可取扱い基準

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

平成 16 年 2 月 23 日 施行

特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可の対象とする基準

第 1 新築の場合、又は増築であって既設建築物の日影時間が適合している場合は、原則として許可の対象としない。

ただし、日影の生ずる土地が、将来とも一般建築物の敷地とならない場合で居住環境を害するおそれがないと判断できるもの

(上水道ポンプ施設用地部分、高圧送電線用の工作物の用地、変電所内にある変電施設部分の用地、墓地、住宅団地内の汚物処理場の用地等)

なお、公園の敷地は原則的に許可の対象とはならない。

第 2 日影による既存不適格建築物を有する敷地において増築する場合、この敷地における増築部分を含む複合日影が、既存不適格建築物の日影時間（増築に伴い撤去された既存不適格建築物の部分を除いた日影時間をいう。）の部分を増加させるものでなく、かつ、当該増築部分のみの日影は、現行の日影規制に適合するもの。

第 3 日影による既存不適格建築物の大規模な修繕または大規模な模様替えである場合。